

### Ⅲ 要配慮者への個別対応

#### 1 対象者

避難者の中には、個別の対応が必要な人がおられます。本ガイドラインでは次の要配慮者に対する個別対応方法について紹介しています。

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| 1 支援が必要な高齢者    | 2 視覚に障害のある人          |
| 3 聴覚・言語に障害のある人 | 4 手や足に障害のある人         |
| 5 内部障害のある人     | 6 知的障害・精神障害・発達障害のある人 |
| 7 妊産婦・乳幼児      | 8 難病者・希少難病者          |
| 9 外国の人         | 10 支援が必要なけが人         |

#### 2 内容

次の内容について代表的な事例を紹介しています。

- |                          |
|--------------------------|
| (1) 避難所で困ること             |
| (2) 必要なもの・体制             |
| (3) 災害直後の対応方法・考え方        |
| (4) 必要な専門員（避難生活が長期化した場合） |
| ☆ 少し気遣って・・・              |

#### 3 サポートをする前に

- ① 避難者の情報（要配慮者）を把握する。
- ② 要配慮者へ情報がしっかりと伝わるように、様々な手段で情報発信に努める。
- ③ 要配慮者班やサポーターがわかりやすいようにサインを活用する。



<p>本人やご家族、支援者などにサポートの必要性の有無を確認したうえで、個別の状況に応じて対応していくことが大切です！</p>
---